

具体的な施策

中山間地域の振興

○第47条 中山間地域等の振興（拡充）

地域社会の維持に資する生活の利便性の確保（農村RMOによる活動促進）

等

農村RMO

協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会
など

農村RMO形成は、上記のように連携するパターンの他、
農に関する組織が生活支援の取組に着手するものや、
生活支援の実施組織が農用地保全に着手するものがある

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域の将来ビジョン

実行機能

活動の実施

資源管理

生産補完
農業振興

生活扶助

農用地の保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

「農村空間を管理」し、農産物供給、景観、レクリエーション等「地域資源」を活用、さらに交流や居住等「生活」の空間として活用。

多様な人材の参画

地域おこし協力隊、地域プロジェクトマネージャー、
地域活性化起業人、生活支援コーディネーター 等

関係府省が連携・支援

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省 等

具体的な施策

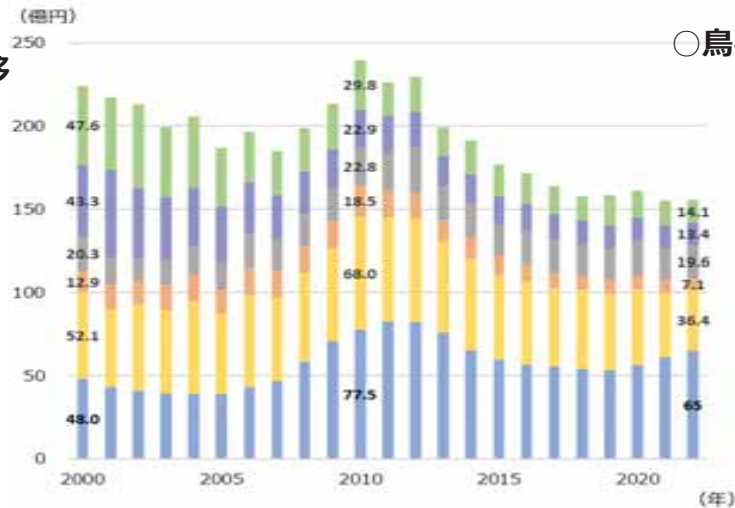
鳥獣害対策

○第48条 鳥獣害の対策（新設）

- ①鳥獣の農地への侵入防止
- ②ジビエ利用の促進

等

○野生鳥獣による 農作物被害額の推移



○鳥獣被害対策の3本柱



都市農村交流

○第49条 都市と農村の交流等（拡充）

- ①農泊の推進
- ②二地域居住のための環境整備

等

○農泊の推進



○二地域居住のための 環境整備



地方創生テレワーク
モデルオフィス（山口県庁内）

改正のポイント⑤：「食料システム」の位置付けと関係者の役割を明確化

- ・環境負荷低減や費用を考慮した価格形成など、食料の生産から消費までの関係者が連携して取り組むべき課題が顕在化していることから、「食料システム」を新たに位置付け。併せて、関係者の役割を拡充・新設。

食料システム

○第2条第5項（新設）

- ・食料の生産・加工・流通・小売・消費の全ての段階が、有機的に連携することで機能を発揮するシステム（概念）として新たに位置付け

農業者

○第10条（拡充）

- ・基本理念の実現（食料安全保障の確保、環境との調和、農業の持続的発展、農村振興）に主体的に取り組むよう努力

食品事業者

○第11条（拡充）

- ・基本理念の実現（食料安全保障の確保、環境との調和）に主体的に取り組むよう努力

団体

○第12条（新設）

- ・食料・農業・農村に関する団体を位置付けるとともに、（農業者、食品事業者、地域住民、消費者のための行動が）基本理念の実現に重要な役割を果たす旨の明確化

○第51条

- ・（土地改良区等の団体の再編整備に加えて）団体の相互連携の促進を位置付け

消費者

○第14条（拡充）

- ・食料、農業、農村に関する理解
- ・（消費者の選択を通じて）食料の持続的な供給に寄与（環境負荷低減に資する物等の食料の持続的な供給に資する物の選択）
- ・消費生活の向上に積極的な役割

・環境に配慮して生産された食料の価値
・食料生産にかかるコスト

などを共有

改正のポイント⑥：改正基本法に基づく次期基本計画の策定

答申（R5.9 食料・農業・農村政策審議会）

- 平時からの食料安全保障を実現する観点から、**現状の把握、課題の明確化、具体的施策**、その施策の有効性を示す**KPIの設定**を行う。
- **PDCAサイクルにより施策の見直し、KPIの検証**を行うべきである。なお、環境保全等の持続可能性、安定的な輸入、食品アクセス、農業用水等の水資源の確保等、国内外の情勢も踏まえつつ、適切な指標や目標を検討する。
- 食料自給率目標は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え、**新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標**を設定する。
- **定期的に現状を検証する仕組み**を設ける。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく 具体的な施策の内容、工程表 (R5.12 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)

- **食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み**
 - ① 食料安全保障をめぐる**世界の情勢の分析**を行う。
 - ② 我が国の食料安全保障について、主たる項目ごとに、**現状分析、課題の明確化、具体的施策**、施策の評価のための**KPIの設定**を行う。
その際、食料自給率に加え、**食料安全保障上の様々な課題の性質に応じたKPIの設定**を行う。
 - ③ また、**PDCAを回し、施策の見直しやKPIの検証**を行う。

● 次期食料・農業・農村基本計画の策定（令和7年春頃）

次期基本計画（令和6年度中）

- **食料自給率その他食料安全保障の確保に関する事項の目標の達成状況を少なくとも年一回調査・公表し、PDCAを回す新たな仕組みを導入する。**

【参考 改正食料・農業・農村基本法（下線部分は改正箇所）】

第17条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

二 食料安全保障の動向に関する事項

三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標

四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第三号の目標は、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4～6 （略）

7 政府は、少なくとも毎年一回、第二項第三号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

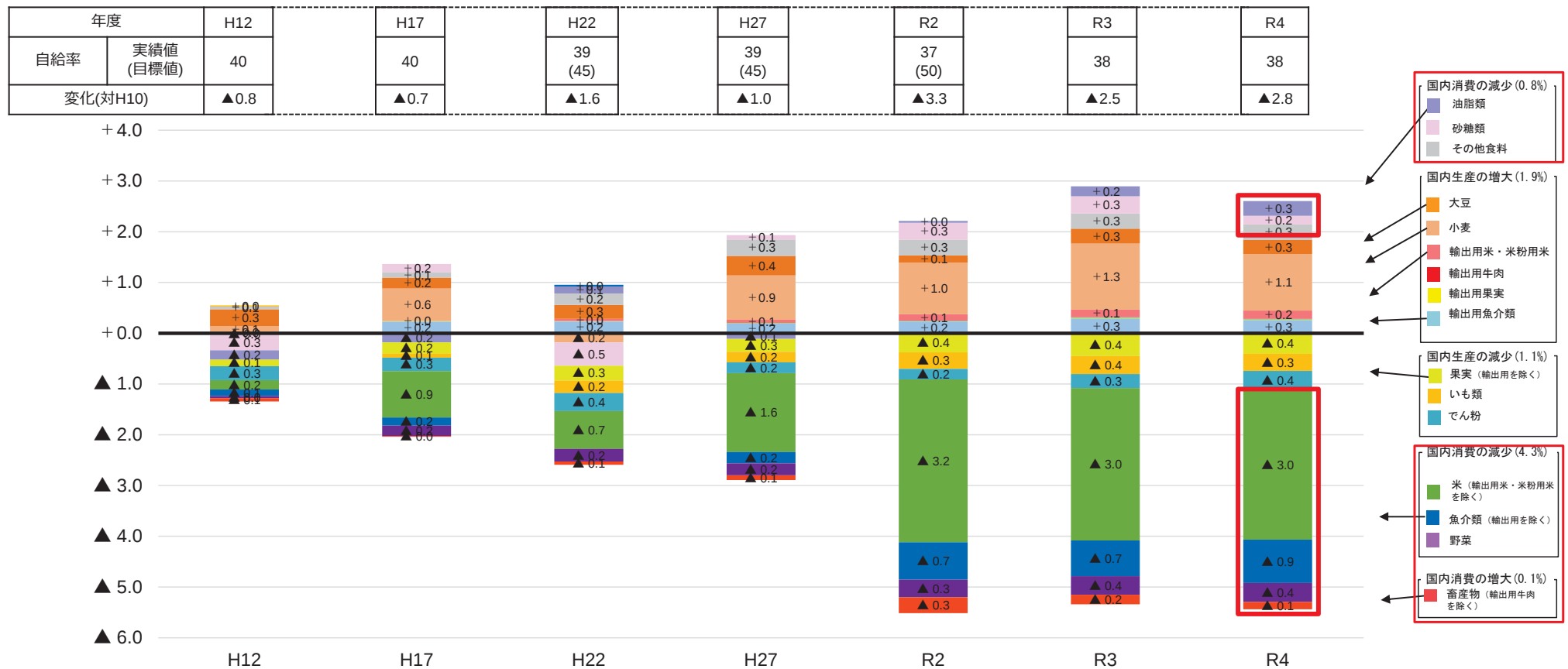
8～9 （略）

食料自給率（変動要因）

食料自給率の評価

- **食料自給率**とは、**国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合**を示す指標。
- 輸入に依存している小麦や大豆の国内生産の拡大が自給率を押し上げた一方、自給率の高い米等の消費量が減少したこと等により、食料自給率は低下している。
全体としても、**食料自給率の変動要因**としては、**国内生産の増減より、国内消費の変化の影響の方が大きくなっている。**
- 自給率の変動要因及び講じるべき施策について、全く異なる要素（小麦や大豆の国内生産拡大、米の消費量の減少）が正反対に作用しており、これらの結果としての**食料自給率の数値のみで政策を評価することは困難。**

<カロリーベース食料自給率の変動要因（品目別の影響）（対平成10年度比）>



目標設定に向けた考え方

- 食料自給率の要素を分解した上で、政策にあったKPIを設定し、検証していく必要。

食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成**、人口減少下における**土地改良の在り方**などの関連法案については、令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討。

食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等（法制化）	・関係者の協議によるコスト指標づくりを推進しつつ、持続的な食料供給に必要な合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化 ・食料システムの持続性の確保に向けた食品事業者の取組促進（環境・人権、農業者との連携等）等	令和7年中の 法案国会提出
人口減少下における農業用インフラの保全管理（土地改良法制の見直し）	・人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化 ・末端インフラの適切な保全のため、土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進 ・災害リスクの増大に対応するため、緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加	令和7年中の 法案国会提出
環境負荷低減の取組推進	・農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施（令和6年度から試行実施中） ・更に先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設（令和9年度以降を想定） ・消費者理解醸成に向けた環境負荷低減の取組の見える化、J-クレジットによる民間資金の活用 等	・令和6年～クロスコンプライアンス実施 ・令和9年目途環境関係の交付金の在り方見直し
食料供給困難事態への対応	・民間在庫を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握 ・上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた総合的な備蓄方針の明確化 ・具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化	令和7年中 国の基本方針策定
人・農地の確保	・令和7年3月末までの各地における地域計画の策定 ・地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備 ・令和7年中に、食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化	・令和7年3月末まで地域計画の策定 ・令和7年中国の基本指針策定
スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革	・令和6年中に、スマート農業技術の重点開発目標の設定（基本方針の策定） ・農研機構の施設供用等を通じたスタートアップ支援 ・リース方式、サービス事業体等を通じたスマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進	令和6年中 国の基本方針策定

令和6年通常国会において法案成立

食料安全保障の強化に向けた施策の集中実施
食料・農業・農村基本計画の改定（令和6年度中）